

4月19日 (日) 申命記 18章	「同胞の中で彼(レビ人)には嗣業の土地がない。主の言われたとおり、主が彼の嗣業である」(2節)。レビ人は他部族のように土地の分配を受けず、「主なる神を嗣業として」受けた。それは詩編16:5以下に賛美されているように、土地の収穫(富)に依り頼むのではなく、「主から受ける恵み、慰め、救いで生きていく」こと。この大いなる恵みを知る者とされたい。
20日 (月) 申命記 19章	「あなたが受け継ぐ嗣業の土地で、最初の人々が定めたあなたの隣人との地境を動かしてはならない」(14節)。富や権力を持つ者が力づくで隣人の「地境」を動かそうとすることへの戒め。「地境」は神が各人に与えられた「嗣業」の大切な印。私たちは気づかないうちに他者の「嗣業」を傷つけ損なうようなことをしていないだろうか。一日の初めに主への畏れを覚えたい。
21日 (火) 申命記 20章	「婚約しただけで、まだ結婚していない者はないか。その人は家に帰りなさい」(7節)。戦争への士気を高める文脈の中で、興味深いことに「家に帰りなさい」という勧めが四回語られている。改めて庶民にとって戦争に駆り出されることは何と不条理なことかと思う。もし権力者から「神のための戦争」を強要されても、庶民は「NO」と断れる国際憲章ができないものか。
22日 (水) 申命記 21章	「この子が父の力の初穂であり、長子権はこの子のものだからである」(17節)。家長たる男が、自分の好き嫌いで妻とした女性とその子の権利を侵害できないようにする戒め。時代とはいえ、男たちがどれだけ自らの欲のままに横暴を働き、その陰で女性たちが泣かされてきたことか。主イエスは神の長子の恵みをすべての子に与えるために生きてくださった。

23日 (木) 申命記 22章	「同胞の牛または羊が迷っているのを見て、見ない振りをしてはならない。必ず同胞のもとに連れ返さねばならない」(1節)。「見ない振りをするな!」の戒めシリーズ。「見ない振り」をしたり、「拾ったものを自分のもの」にする誘惑は私たちの心に常に生まれやすい。「人は見ていなくても神は見ておられる」。神のまなざしのもとで、他者に誠実でありますように。
24日 (金) 申命記 23章	「主人のもとを逃れてあなたのもとに来た奴隷を、その主人に引き渡してはならない。…望むがままにあなたと共に住まわせなさい。彼を虐げてはならない」(16－17節)。パウロが逃亡奴隷オネシモを受け入れ、主人フィレモンに宛てた手紙が思い出される。旧約には現代の私たちには理解しがたい戒めが多いけれど、ところどころに顔を出す優しさにホッとする。
25日 (土) 申命記 24章	「寄留者や孤児の権利をゆがめ…、寡婦の着物を質に取ってはならない。あなたはエジプトで奴隷であったが、あなたの神、主が救い出してくださったことを思い起こしなさい」(17－18節)。24章の「人道規定」はすべて、奴隷だった自分たちを救ってくださった主の憐れみが根拠になっている。私たちも、いつも主の憐れみを根拠にして行動できますように。
26日 (日) 申命記 25章	「脱穀している牛に口籠を掛けてはならない」(4節)。申命記では家庭・職場・民事刑事の諸課題に信仰の実践を示す。その中で突然のこの節。「口籠」は牛が勝手に藁を食べないように口を覆う器具で、畑で働く牛にはめるのは酷である、という憐れみ深い掟。「御言葉のため労苦する者の報酬を配慮せよ」という意味で用いられる(Ⅰコリント9:9、Ⅰテモテ5:18)。